

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	瀧本哲哉
論文題目	「差別」の社会経済史的考察—近代日本における身分、民族、職業—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文の課題は、戦前日本における被差別部落民(身分差別)、在日朝鮮人(民族差別)、芸娼妓(職業差別)を対象に、労働市場など経済的側面における差別の実態や要因について分析することにある。結論として、雇用機会、賃金・労働条件等に「労働者の生産性の違いでは説明できない格差」としての経済的差別が存在し、戦前日本の社会秩序や経済の中に組み込まれていたことを明らかにした。</p> <p>序章「本論文の課題と方法」では、課題の提示と先行研究の検討に続き、研究方法が説明されている。このテーマに関しては、残された記録や史料が乏しいことから、従来ほとんど研究がなかったが、本論文では、『国勢調査報告』、『京都府統計』、『警察統計報告』等の統計書に加え、中央融和事業協会の諸資料、「不良住宅地区調査」、「朝鮮出身者調査」、「先斗町区域遊客帳」など、市の行政文書や社会調査、その他の一次史料を渉猟し、歴史的事実に基づく実証的な分析を試みている。</p> <p>第1章「近代の皮革産業の発展—軍需産業と「部落産業」の二重構造」では、典型的な「部落産業」である手縫い靴などの皮革製品生産が中小零細のまま衰退する一方で、明治維新後の移植産業であり大企業により生産された軍靴やその他の量産品が成長したというコントラストが描かれる。衰退の理由として、部落が差別された閉鎖的空間であるために、部落外の労働力との交流、技術やノウハウの吸収の機会が得られず、生産体制の改善が進まなかったこと、教育や職業訓練の機会が限られ、労働者の生産性の向上が阻害されたこと、部落内家内工業と部落外大企業との間に下請取引の関係もなかったことが挙げられている。</p> <p>第2章「都市下層の就業構造の変容—両大戦間期の京都を中心に—」では、皮革業、草履履物などの「部落産業」、工場の職工、日雇い、雑業など、特定の産業・職種に被差別部落民、在日朝鮮人が混在していることが明らかにされた。1935年と1940年の統計によれば、大阪府・京都府で土木建築業に従事する被差別部落民・在日朝鮮人の就業者数は全就業者数の過半を占めていた。両大戦間期における都市化に伴い、京都市では労働需要が高まり、日雇いや雑業に従事した被差別部落民・在日朝鮮人の数が急拡大し、両者の集住地が一体化して都市下層を形成したことが示されている。</p> <p>第3章「娼妓の労働実態と遊廓の大衆化」では、両大戦間期に新吉原など都市部の遊廓で、遊興費の低額化、遊客数の増加といった大衆化が進行したことが明らかにされた。また、これと対応する娼妓の労働実態と職業差別についても考察が行われている。1935年時点で、農業・水産業を除く全女性有業者数の14人に1人が芸娼妓等の従事者という数値に見られるように、芸娼妓等は女工、家事使用人などと並んで女性の主な就業先の一つであった。遊廓に身売りされた娼妓は職業選択の自由、居住の自由を奪われ、遊廓内で過酷な労働を強要された。貸座敷営業者、芸妓置屋営業者は、芸娼妓を前借金の制約によって遊廓・花街に長期間拘束して経済的収奪を行った。遊廓の大衆化は、娼妓の視点からみると、成人男性が低額の遊興費で享乐的な娯楽の機会</p>			

を得る「遊廓の大衆化」は、娼妓1人当たりの遊覧客数の増加と遊興費の低下という労働条件の悪化を意味しており、前借金の返済がさらに遅れることにもつながった。

第4章「遊廓・花街、芸娼妓と地域経済—両大戦間期における京都を事例に一」では、1920年代前半に京都の遊廓・花街が急拡大した要因、及び、地域経済との関係が考察されている。「遊廓の大衆化」により、地元の飲食業者、衣装関連の業者も経済的恩恵を享受した。芸娼妓には重い課税があり、1920～1930年代の京都府税において、芸娼妓、貸座敷営業者の納付税額は京都府全域の商工業者の府税額の4分の1に及んだ。地域住民も間接的ではあれ財政的恩恵を受けていたことになる。

以上の各章を通じて、戦前日本における経済的差別の状況が明らかにされた。終章では、さらに、被差別部落民、在日朝鮮人、芸娼妓に見られる共通の特徴が2点にわかって、まとめられている。

第1に、被差別部落、在日朝鮮人集住地、遊廓という一般社会から排除された地理的空間が、いずれも可視化された状態で固定化されていた。この「被差別の空間」の中で、被差別者たちは、教育の機会や職業選択の自由を奪われ、社会的に上昇する手段を得ることができなかった。それがさらに貧困を招き、差別の再生産につながったという構造的な問題がある。

第2に、いずれも国家あるいは社会が創り出した差別であり、差別が制度的に固定化されていた。明治初期の身分解放令と芸娼妓解放令の後も、実態としての差別が変わることはなく、明治末の韓国併合以後は、植民地朝鮮から渡来した在日朝鮮人も差別の対象に加わった。警察当局は、部落解放運動や在日朝鮮人の運動を弾圧し、遊廓や娼妓の管理によって公娼制度を維持する体制を続けており、こうした点から見て、公権力により差別が制度的に固定化されたとしている。

一般社会においても、当事者による部落解放運動以外に、差別解消に向けた機運が盛り上がることはなかった。遊廓の廃娼運動は一部にあったものの、廃娼が実施されたのは地方の県の一部にとどまり、都市部では廃娼の動きはみられなかった。就業や賃金の面での差別を社会的に容認することによって、一般の労働者は就業機会を確保し、相対的な高賃金を得ていたと考えれば、被差別者から差別者への所得移転が行われたと言える。戦前の日本社会は、一部の層への差別によって他の大多数に利益がもたらされる構造となっており、一般社会の中から、こうした社会秩序をあえて壊そうという動きは起こらなかったという解釈が示されている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文の貢献は、以下の2点にまとめられる。

第1に、従来、日本経済史では研究対象・研究視角として取り上げられることが殆どなかった差別というファクターに着目することにより、戦前日本の労働市場の歪み、ひいては戦前日本の経済発展に内在する独特の性格を抉り出した点である。

これまでも、被差別部落民や在日朝鮮人は特定の産業・職業に偏在する傾向があること、芸娯妓が特定地域に集中していたことは知られていたが、本論文では、統計を用いて、就業構造を産業別・都道府県に網羅的に調査し、分布状況とその時系列的推移を明らかにした。また、こうした数値的な全体像の把握に加えて、皮革産業、土木建築業、娯楽産業としての遊郭など、特定の産業の内部構造に立ち入って分析することにより、雇用機会、賃金・労働条件、税負担などの面で、たんなる生産性の格差だけでは説明がつかない格差が存在し、それが再生産される構造を明らかにしている。そうした歪みは、教育機会の欠如も含めた初期条件における差別に起因する部分が大いという点を改めて指摘した点は、戦前日本の経済社会や経済発展のあり方を考察する上で重要であると評価できる。

第2に、上述のような経済的差別は社会的・政治的差別と相互補完的な関係にあり、戦前日本の経済・社会・政治の中に深く根差していたことを剔出した点である。差別をする側の者は、差別を意図的に利用しようとする事業者達のみならず、被差別者以外の市民・労働者も間接的に恩恵を受けるという意味でそこに含まれる。社会秩序安定のための国家の支配装置といった問題も射程に入れており、本論文が描くスケールは大きなものとなっている。

他方で、残された課題としては、以下の2点が挙げられる。

第1に、雇用機会や賃金その他の経済活動における格差はどのように説明できるかという問題に関しては、現在の経済学においても諸説や論争があるところであり、具体的に論証するためにも、さらに綿密な労働市場の分析が求められる。

第2に、本論文では、戦間期を中心とする戦前日本に一貫して存在した差別の構造が強調されているが、時系列的に見た構造変化、あるいは、大正デモクラシー、関東大震災、第一次大戦、日中戦争等の大きな環境変化やショックが生じた際にどのような変化があったのかといった点も考察することが望ましい。

しかしながら、これらの諸点は、著者自身あるいは学界全体が今後解明していくことが期待されるものであり、本論文の学術的価値や貢献を損なうものではない。以上のことから、本論文は博士(経済学)の論文として価値あるものと認める。

また、令和5年2月15日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降